

公園ごみ搬出業務委託 業務内容

公園ごみ搬出業務委託の業務内容は、次のとおりとし、これにより委託業務を実施するものとする。

1 業務上の注意

- (1) 受注者は来園者に損害等を与えないように留意して、作業を行わなければならない。
- (2) 受注者は人身事故、災害、又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故の内容等について遅滞なく監督員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に疑義が生じた場合は、すべて監督員と協議し、その指示に従わなければならない。また、設計図書に明記してなくとも、業務施行上必要な事項は、監督員の指示に従わなければならない。

2 業務箇所

業務箇所は、本市が管理する公園のうち指定した公園を対象とする。

3 業務内容及び遵守事項等

(1) 搬出回数

搬出回数は、次のとおりとする。

- ① 燃やせるごみは、週1回。原則として月曜日に実施するものとする。
(契約期間中51回：令和3年4月5日(月)～令和4年3月28日(月))
- ② 燃やせないごみ、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類、側溝浚渫後の土砂等は、月1回。原則として第一木曜日に実施するものとする。
(契約期間中12回：令和3年4月1日(木)～令和4年3月3日(木))
- ③ 搬出残がある時又は荒天雨雪等その他やむを得ない事情により業務が実施できないときは、翌日以降速やかに搬出するものとする。
- ④ 年末は12月27日(月)まで、年始は1月4日(火)から業務を開始すること。

(2) 搬出対象物は次のとおりとする。

- ① ごみ籠内の燃やせるごみ、燃やせないごみ、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類の5種類(ごみ籠以外の場所に集積されている場合を含む。)
- ② ごみ籠周辺に散乱するごみ類
- ③ 草刈後に発生する刈草、側溝浚渫後に発生する土砂(土嚢袋に入っている場合もある。)

①～③はそれぞれ、受注者の責任において処分すること。

(3) 作業用に使う用具は、一切受注者の負担とする。

4 ごみ等の処分手数料

ごみ等の処分手数料は受注者の負担とする。

5 業務報告

- (1) 毎月の委託業務実施報告書を翌月の10日までに必ず提出すること。(10日が土日又は祝日の場合は、その直後の平日までとする。)
- (2) 実施日に実施できなかった場合は、その理由を報告書に記載すること。
- (3) その他、監督員の指示に従うこと。

6 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 鹿児島市は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を鹿児島市に提出するものとする。